



桜花の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。**特別徴収税額通知書**が届きましたら、必ず**事務所にお知らせ (FAX/PDF)** ください。今年度は**6月徴収を飛ばして7月徴収から**開始です。

重要情報

1. 不動産相続登記の義務化R6.4.1からスタート

相続した不動産について3年以内の登記が義務付けられ、怠った場合は10万円以下の罰金が科されることになりました。改正法施行日はR6.4.1ですが、同日前の相続も罰金の対象でR9.3.31までに登記をする必要があります。

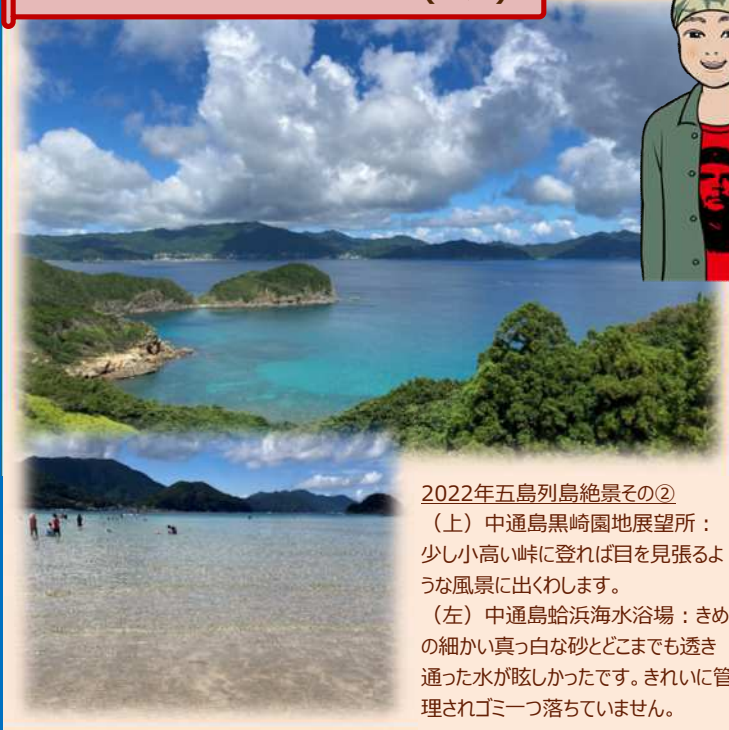
2. 留学生アルバイトの源泉徴収事務

在留カードから在留期間(1年以上)と就労許可(制限時間)を確認します。中国と韓国は学校教育法上の学生(◎大学等、×語学学校)であれば税務署届出を条件に源泉税が免除されます(ベトナムとネパールは免除なし)。

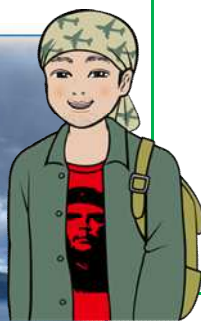
3. R6.4.1以後支出分の接待飲食費1人1万円以下に

制限対象とならない接待飲食費の金額基準が1万円以下(旧5千円以下)に上げられました。要件は①社外取引先と②飲食店での飲食をし③参加者頭割金額が1万円以下。また、領収書や帳簿の余白に取引先名・人数等のメモも必要です。

元バックパッカー赤羽の旅断(バチ)



2022年五島列島絶景その②
(上) 中通島黒崎園地展望所：少し小高い峠に登れば目を見張るような風景に出くわします。
(左) 中通島蛤浜海水浴場：きめの細かい真っ白な砂とどこまでも透き通った水が眩しかったです。きれいに管理されゴミ一つ落ちていません。



5月のイベント

- ・個人住民税の通知(特別徴収)
- ・自動車税の納付
- ・3月決算法人申告期限

税金マメ知識

令和6年度税制改正法令が公布施行
税制改正法案がR6.3.30に政省令と併せて公布され4/1より施行されました。大綱からの大きな変更点はなく、定額減税は事前公表情報通り実施されます。事業税の外形標準課税の判定基準の見直しも大綱通り実施される予定です。国税庁から定額減税のQ&Aが公表されています。月次減税を行うか否かは給与所得者側、雇用主側のいずれにおいても選択できず、一律に適用することが求められています。二か所給与者はメインの勤務先でのみ受けられ、公的年金と給与の複数所得者は月次減税を重複して受けることとなりますが、確定申告で重複分を精算返納します。月次減税開始後に出産児がある場合は、年末調整・確定申告時に追加減税を受けることになります。月次減税開始前に扶養親族が死亡した場合は死亡時の現況で扶養に該当する場合は、月次減税の対象(その年の扶養控除にも該当)となります。月次減税は月々の給与のみならず諸手当や賞与の源泉税からも控除されます。減税対象は「居住者」であるため、扶養親族であっても留学等で出国した者や国外扶養親族は対象外です。

晩酌のじかん

確定申告が明けると、無性に人と飲みに出たくなります。今年は日暮里「ザクロレストラン」。16席を予約し、Facebookでイベントを立ち上げ友人を中心に募集をかけるとすぐに定員が埋まりました。気にはなるけど一人では行きにくい店で、みなチャンスを探っていた様子。食べ飲み放題で3,300円という怖い値段のお店ですが、いつ来ても大満足です。



☆事務所からの連絡☆

定額減税が国会で確定しました。各社対応をお願いします。お手続き方法などご不明な場合は、出来るだけお早めにご相談ください。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red